

機能（レベル01）	機能（レベル02）	条件
1.0 共通	1.0.1 レコード検索方法	<p>住民について以下の方法を組み合わせて検索できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・住民票コード ・団体内統合利用番号 ・識別番号 ・氏名を対象にした1文字以上の前方一致、中間一致、後方一致及び完全一致 ・方書きを対象にした1文字以上の前方一致、中間一致、後方一致及び完全一致 ・住所を対象とした小字まで入力した前方一致及び番地まで入力した完全一致 ・生年月日 ・性別
	1.0.2 レコード入力方法	<p>県名、市町村名、大小字名を選択肢から入力できること。入力する項目が見つからない場合は代わりに手入力できること。 住所方書きを入力する際に、これまでに入力した住所方書きからの選択と手入力ができること。 半角英数字を入力した場合には自動的に全角に変換して確定されること。 住所の番地を入力する際に省略形で入力してもその字(あざ)に適切な形の番地表記に自動で変換すること。 例) 入力文字列が「1-15」のときに 字Aの場合は、「1番15号」に変換 字Bの場合は、「1番地15」に変換 「無番地」や「堤外地」等の数字以外の番地表記を入力できること。 異動を入力している際に、入力した住所に合わせて投票区、行政区、小学校区及び中学校区を自動で入力すること。 それぞれの異動事由に適合する備考文をプリセットし、異動を入力している際に自動的に備考欄へ挿入すること。 例1) 異動事由が「出生届出」のとき、備考文は「平成〇年〇月〇日 戸籍届出により記載」 例2) 異動事由が「通知出生(9条2項通知)」のとき、備考文は「平成〇年〇月〇日 戸籍通知により記載」 複数名が同時に異動する場合、二人目以降の住所は一人目と同じ内容を予め表示し入力を省略できること。</p>
	1.0.3 情報の保持	<p>稼働時点において、住民票を改製するものとする。 稼働当初において、稼働開始から5年前までの情報を保持すること。 稼働当初も含めて現在日から5年前までの除票を発行すること。 改製後の住民の履歴を全て保持し、これらを検索できること。</p>
	1.0.4 ユーザインターフェイス	<p>氏名に使われる文字を拡大して表示できること。 氏名に使われる文字の情報(面句点コード、MJ文字図形名、住基ネット統一文字コード、戸籍統一文字番号、UTF-16、UTF-8)を表示できること。 字形検索の際に類似字形も選択できること。 字形検索の際に住基ネット統一文字及び戸籍統一文字にない字形にはその旨を表示すること。</p>
	1.0.5 住民異動入力共通	<p>本人確認書類を参照し届出人が本人または代理人であることを確認できること。 住民記録異動届（異動内容確認書）には入力したユーザアカウントを表記すること。 住民記録異動届（異動内容確認書）を再発行できること。 異動入力更新時に、個人番号通知カードの送付入力をしたかどうか、注意喚起がされること。 異動入力更新時に、住民票コード通知票の送付入力をしたかどうか、注意喚起がされること。 郵送による転届出及び届出人の本人確認が出来なかった時に、異動者に届出を受理した旨を通知する本人確認通知書を発行できること。</p>
1.1 異動（増加）	1.1.1 転入	<p>転入する住民が、過去に本市の住民であった事実があるのか検査し、再転入者であった場合には当時の団体内統合利用番号と識別番号を再附番すること。</p>

1.3 異動（変更）	1.3.5 職権による異動（変更）	住居表示の際には住所地と本籍地を変更できること。 区画整理の際には住所地と本籍地を変更できること。 住居表示等変更対象世帯リストが出力できること。 追加する住所が町字名から選択可能であること。また、町字名ごとに地番号が自動設定されること。
1.5 個人番号とマイナンバーカード	1.5.1 個人番号取得	個人番号とともに団体内統合利用番号も取得すること。
	1.5.2 個人番号変更	個人番号の変更と同期して団体内統合利用番号との紐づけも更新すること。
	1.5.3 誤った個人番号の訂正	個人番号の訂正と同期して団体内統合利用番号との紐づけも更新すること。
1.7 発行	1.7.1 証明書発行	予定転出者の転出予定日の前日までは、住民票の発行を可能とすること。 住民票等の様式について、市の既存の様式に合わせて提供できること。
1.11 標準方式以外の情報連携	1.11.3 住基ネット	住基ネットから取り込んだ転入通知住所を元に当該郵便番号を検索し、住民のレコードにその郵便番号を設定すること。 ゲートウェイ機能は本システムが整備すること。

B-02b. 業務機能詳細条件 002. 印鑑登録

機能 (レベル0 1)	機能 (レベル0 2)	条件
2.1 登録	2.1.1 申請	申請者が印鑑登録可能な者か判断するために住民基本台帳ユニットを使わずに住基情報を参照できること 住民からの申請に基づき、本人確認ができない場合の印鑑登録処理をできること。 本人確認書類を参照し本人もしくは法定代理人であることを確認できること
	2.1.2 照会	照会書及び回答書を参照し、本人の意思に基づくものか確認できること 同一世帯で同じ印影を登録しないよう申請者と同一世帯に属する登録印影を全て出力し申請された印影との比較に利用できること。 世帯内で登録印影が重複しないための確認を実施したか注意喚起すること。 照会が発生した時点で印影登録処理を一時停止し、回答書が得られるまで状態を保持すること。 回答から該当の印影登録処理を特定し速やかに登録処理を再開できる手段を実装すること。 回答期限が到来した照会があることを通知し、使用者の判断で申請を却下できること。
	2.1.3 保証人	身元保証人の特定は、保証人の印鑑登録番号をもってそれに充てる。 印鑑登録申請時に保証人の印影の確認ができること。
	2.1.4 印鑑登録	印鑑登録証は、発注者が準備する磁気ストライプカードを利用すること。 磁気カードにはあらかじめ一意の番号が書き込まれおり、この番号を印鑑登録番号として利用すること。 上記の番号は数字8桁とする 登録する印影は光学スキャナで読み取ることとし、読み取った画像は調整のため、位置合わせ及び回転ができること。 登録する印影の画像は白黒2値、480dpi以上とする。 印鑑登録原票は発注者が指定する様式であること。
2.2 交付	2.2.1 証明書交付	申請による証明書の交付には印鑑登録証の持参を必須とし、登録証が無ければ交付処理できなくすること。 印鑑登録証に書き込まれた印鑑登録番号を磁気カードリーダーで読み取り事務を軽減すること。 印鑑登録証明書は発注者が指定する様式であること。 不適当な印影を登録してある等の理由で改印の指導を受けた履歴が表示されること。
2.3 修正・回復	2.3.1 職権修正	誤記載修正するのは登録年月日、廃止年月日、廃止事由とする。
	2.3.2 回復	転出の取り消し等で抹消する事由が消滅した場合に回復する。 回復の理由が選択できること (例 誤廃止、職権による転出取消等)
2.10 統計・報告	2.10.1 印鑑登録原票副本	副本は原票に押印した印影を登録した電子印影で置き換えたものとする。
	2.10.2 登録状況集計	本庁舎、支所、総合支所ごとに状況を集計できること。 毎年3月31日時点の状況を集計すること。(年間の総登録数、年度末時点での登録数) 年度の集計は基準日以後でも基準日にさかのぼって調製できること。 処理年月日または届出年月日の範囲指定ができること。
	2.10.3 その他集計	以下の表を印刷できること。 異動者一覧表 印鑑異動事由別統計表 印鑑異動リスト (印鑑異動分・住基異動分)
2.11 標準方式以外の情報連携	2.11.1 コンビニ交付システム	コンビニ交付システムへ渡す内容は発行停止及び停止解除情報も含む。